

Title	アメリカの対サウジアラビア政策：一九四一年 - 一九四五年
Sub Title	Analysis on the America's increasing commitment in Saudi Arabia : the World War II period
Author	富田, 広士(Tomita, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1978
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.51, No.9 (1978. 9) ,p.47- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19780915-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカの対サウジアラビア政策

——一九四一年—一九四五年——

富田 広士

- 一 問題の所在
- 二 第二次大戦中の中東情勢
- 三 サウジアラビア石油の必要性
- 四 アメリカのコミットメントの深化過程
 - A、経済的コミットメントの実態
 - B、軍事的コミットメントの実態
 - C、政治的コミットメントの実態
- 五 結語

一 問題の所在

本稿は、第二次世界大戦中のサウジアラビアにおけるアメリカの影響力増大の過程を解明しようとするものである。
第二次大戦前のアメリカは、中東地域全般に対して浅い関心しか抱いていなかった。⁽¹⁾しかし大戦中、中東における連合国軍の戦争遂行に対して積極的な軍事援助を行なう中で、アメリカは徐々にこの地域に対する関心を深め、軍事面のみなら

ず、経済面・政治面においてもその関心を強めていった。そして大戦直後には、一方でイギリス・フランスの勢力後退に代わり、他方で北方から中東地域へ浸透しようとするソ連に対抗する姿勢を示しながら、アメリカは、独自の中新中東戦略を模索し始めた。⁽²⁾ このようにアメリカは、第二次大戦を契機として、従来西欧勢力の「守備範囲」と考えられていた地域で、戦略的関心を増大させ、伝統的な非干渉主義を放棄していったのである。

こうしたアメリカの中東への影響力の増大の過程を考察する上で、サウジアラビアは、次の二つの理由によつて好個の考察対象であると考えられる。第一に、サウジアラビアは、中東諸国の中でも、イランと並んで、大戦中にアメリカの影響力が最も増大した国である。アメリカ政府のサウジアラビアに対する関与の仕方は、第二次大戦を挟んで急激に転換した。すなわち、一九三九年ハル國務長官は、「アメリカの利権（アメリカの石油会社が有する、サウジアラビア石油の独占的開発権を指す……筆者注）の発展は、ジエッダにおけるいかなる種類の公的代表の設置をも是認するものではない」と述べて、同国への弁理公使の派遣に関して否定的な勧告をルーズベルト大統領に行なつて⁽³⁾いる。ところが、一九四五年二月には、ルーズベルト大統領自らエジプトでサウジアラビア国王イブン・サウドと会談し、石油の開発独占権の確保及び軍事飛行場の建設許可を取りつけることに成功して⁽⁴⁾いる。つまり、大戦直前と大戦末期の間には、サウジアラビアに対するアメリカのコミットメントの程度に明確な対照性が見られる。従つて、アメリカの対サウジアラビア政策を取り上げることは、大戦中にアメリカの中東に対する影響力が増大する過程を明らかにする目的に合致していると考えられるのである。第二に、サウジアラビアは、第一次大戦以来、伝統的にイギリスの勢力圏の中に置かれていた。そのため、同国におけるアメリカの影響力の増大は、イギリスの影響力の漸次的低下に明確に反比例するかたちで起こつた。その意味で、アメリカの影響力の増大の程度を、イギリスの影響力と比較して評価することができる。

ところで、従来のこの問題に関する研究成果は、アメリカのサウジアラビアへのコミットメントが本格化した時期を一九

四三年前半であるとし、その要因として、サウジアラビア石油に關係した次の二点を指摘している。すなわち、第一に、サウジアラビア石油の独占的開発に従事してきたアメリカの石油会社が、イギリスへの石油利権移転を恐れ、アメリカ政府に救援を求めたことである。第二に、アメリカ政府が、巨大な埋蔵量を持つ中東石油、なかでもアメリカの石油会社によつて独占的に開発されていたサウジアラビア石油の利権を確保する必要を認識したことである。これは、戦争遂行による莫大な石油消費の結果生まれた、国内備蓄量の不足に対する危機感に基づいてゐた。そして、これら二つの要因に基づいて行なわれたコミットメントは、当時財政困難に直面していたサウジアラビア政府に対する財政援助のかたちで具体化された。以上がシェワードラン (Benjamin Shwadran) に代表される従来の研究の結論である。⁽⁵⁾従つて従来の研究は、アメリカのサウジアラビアに対するコミットメントの最も重要な要因として、石油利権に注目し、それが重視される文脈を解明したところに意義がある。

しかしその反面、従来の研究では、アメリカのコミットメントをもたらした石油以外の要因の分析が、極めて不十分な状態に置かれている。更に重要なことは、従来コミットメントをもたらした要因の分析に重点が置かれ、前述した財政援助を含むコミットメントそのもの実態を明らかにすることはほとんど行なわれていない。その結果、アメリカのコミットメントが大戦中どのような段階を経、またどのような形態をとつて深まつたのか、が正しく評価されていないのである。

そこで本稿では、サウジアラビアに対するコミットメントの種類を、経済、軍事、政治の三つの領域に分類し、各々の実態を分析することによつて、石油以外のコミットメントの要因の存否を解明する。その上で三種のコミットメント相互間の関連性を明らかにし、アメリカの影響力増大の程度を見極めることにする。

(1) 海外事情調査所編『アメリカ要覧』(日刊労働通信社、昭和三七年)、一一〇頁。

(2) Wilbur White, "Stakes in the Near and Middle East," in *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* Vol. 257, May 1948, p. 37.

(c) Joseph Malone, "America and the Arabian Peninsula: The First Two Hundred Years," in *The Middle East Journal* Vol. 30 No. 3, Summer 1976, p. 419.

(4) フノアメンヤン著、河野鶴代・牟田口義郎訳『砂漠の豹 イブン・サウド——サウジアラビア建国史——』(筑摩書房、一九七五年)、二七〇—二七二頁。

(c) Benjamin Shwadran, *The Middle East, Oil and The Great Powers*, 2nd ed., New York, 1959, Ch. XII, XIII 及び Annex・ギズレー著、高田正純訳『オイル・パワー』(早川書房、昭和四九年)、第十一章。

二 第二次大戦中の中東情勢

中東地域に第二次世界大戦の戦火が初めて及んだのは、一九四〇年にイギリス・イタリア両軍が戦火を交えた北アフリカにおいてであった。翌一九四一年、イタリア軍の敗北に直面したドイツは北アフリカ戦線を強化し、イギリス軍に対する優勢を翌一九四二年後半まで維持した。このため一九四一、二年当時の連合国側の中東における主要な軍事的関心は、北アフリカから枢軸勢力を払拭することであった。

アメリカが中東へコミットしたのは、この大戦前期である。先ず一九四一年十一月以来、ウィーラー⁽¹⁾將軍を団長とする軍使節団が、イランにおいてイギリスの対ソ援助を肩代わりし、ソ連に大量の軍需物資を送った。次に一九四二年前半からは、マックスウェル將軍を団長とする軍事使節団が、北アフリカ戦線で苦戦していたイギリス軍に対する補給作戦を展開した。また当時カイロに、中東諸国の生活物資の不足を緩和する目的で、イギリス・アメリカ合同の「中東補給センター」が設立された。以上のような軍事的、経済的コミットメントの他に、アメリカは、現地人の連合国に対するより積極的な支持を勝ち得るため、小規模ではあるが、政治戦及び宣伝活動を行なった。こうしたアメリカのコミットメントは、明らかに、中東が枢軸の手に渡るかも知れないという危機感に根差していた。しかしアメリカは、中東への直接的な軍事介入を慎重に回避した。それはアメリカ政府内に、依然として中東を「イギリスの軍事的責任領域」とする認識が存在していたからである。⁽²⁾

大戦前期の中東において、前述した軍事的関心以外に連合国が苦慮したことは、中東各国の政権が次々と親枢軸寄りに傾斜する中で、諸政権の親連合国的態度を再構築することであつた。事実、大戦前夜からの枢軸国の積極的な外交・経済攻勢によつて、親枢軸寄りに傾斜した中東諸国は、イラン、イラク、シリア、レバノン、エジプト、トルコ等ほとんどの主要国に及んだ。⁽³⁾ こうした中であつてサウジアラビアは、一九四〇年にいち早く中立を宣言し、以後大戦終結まで一貫して連合国側に友好的な態度を取り続けた。イギリスはイブン・サウドが、「最も暗い時代に最も明るい光を放つた共通の原則」を共有したとらえた。⁽⁴⁾ またアメリカにとつても、「その連合国の大義に対する揺るぎない同情と忠誠は、この上もなく貴重」なものであつたのである。⁽⁵⁾ このように、第二次大戦前半に、アメリカは、中東におけるイギリス軍の軍事行動を支援する中で、戦争遂行上の観点から中東に対する関心を強めていつたのである。

ところが一九四二年末、枢軸側が北アフリカ戦線で敗北したことによつて、枢軸勢力は中東から完全に払拭され、中東の軍事情勢は、連合国の勝利へと大きく転換した。事実上、同地域における戦争は大戦前期を以て終了したのである。中東においても、もはや枢軸勢力に対する軍事的努力に専心する必要のない状況が生み出されると、これまでの連合国間の協力関係が弱まり始め、各国はそれぞれ中東における自国の勢力圏を再構築、あるいは新たに獲得しようとした。シリア・レバノンにおいては、イギリス・フランスがこれら二国に対する独立付与の仕方をめぐつて対立した。⁽⁶⁾ またソ連は一九四一年夏にイラン占領以来、イラン北部を自国の衛星国にする工作を進め、イギリス・アメリカの強い抗議を受けた。⁽⁷⁾ 更にアメリカは大戦後期において、中東全域にわたつて、イギリスの経済的影響力に対抗する姿勢を明らかにした。アメリカの中東政策の主要目標は、「自国と他の諸国が、中東地域との商品及び資源の公然かつ公正な交換において、別け隔てされない」⁽⁸⁾ 点にあつた。こうしたイギリス・アメリカ間の経済的競合関係は、具体的にはイギリスが伝統的にこの地域に打ち建てた「ポンド圏」⁽⁹⁾ を、徐々に解体させる効果を持つた。イギリスはポンド圏内のドル保有高をできるだけ増やし、戦後の本国におけるア

アメリカからの輸入に備えようとした。それに対しアメリカは、中東諸国との経済関係を強めようとして、各国に対する輸出を増やしたため、結果的に多額のドルがポンド圏から吸い上げられることになった。

特にサウジアラビアに対する経済・財政援助をめぐる、イギリス・アメリカ間の競合関係が生じた。⁽¹⁰⁾ このことは、イギリス・アメリカ両国政府が現地における両国関係を、協力関係の枠内に留めようとしなかつたことを意味するものではない。またアメリカは大戦後期においても、依然として同国が「主としてイギリスの軍事作戦上の責任領域」に属することを認めていた。⁽¹¹⁾ しかし同時にアメリカは、サウジアラビア石油を確保するために、同国の経済・財政に対する影響力をイギリスから奪い取つたのである。

以上のように、戦争が事実上終了した大戦後期において、中東における連合国内の競合関係が生まれる中で、アメリカの戦争遂行上の関心は薄れ、それに代わつてアメリカは、現地各国との経済関係の強化を中心とする自国の影響力の増大に着手したのである。

- (1) トンブメシヤン前掲書、二六〇—二六三頁及びHoward Sacher, *Europe Leaves the Middle East, 1936—1954*, Allen Lane, 1974, Ch. 7.
- (2) United States Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下FRUSと記す)、1942, Vol. IV, Government Printing Office, 1963, p. 27.
- (3) Howard Sacher, *op. cit.*, Ch. 5, 6.
- (4) George Kirk, *Middle East in the War* (Survey of International Affairs, 1939—1946), London, 1954, p. 352, footnote 4.
- (5) FRUS, 1943, Vol. IV, Government Printing Office, 1963, p. 855.
- (6) Howard Sacher, *op. cit.*, Ch. 8.
- (7) *Ibid.*, Ch. 9.
- (8) "Letter from President Roosevelt to James M. Landis, American Director Economic Operations in the Middle East, concerning the Vital Interest of the United States in the Middle East," in FRUS, 1944, Vol. V, Government Printing Office, 1963, p. 1.
- (9) J. M. Landis, "Anglo-American Co-operation in the Middle East," in the *Annals of the American Academy of Political*

(10) 1945年7月27日、本稿第四章、Aにおいて詳しく述べた。

(11) FRUS, 1944, V, p. 697.

三 サウジアラビア石油の必要性

アメリカがサウジアラビア石油の戦略的重要性を発見したのは、一九四三年半ばのことであつた。それ以前に、一九三〇年代からサウジアラビア国内で石油開発に携わつてきたアメリカの石油会社、カリフォルニア・アラビアン・スタンダード石油会社(以下CASOCと略称)が、豊かなサウジアラビア石油に対してアメリカ政府の注意を喚起するといふことはあつた。特に一九四三年初頭、イギリスはCASOCの利権を奪取しようとしていた。そこでCASOCの親会社の幹部は、アメリカの政府から積極的な援助を得る目的で、イッキーズ(Harold L. Ickes)内務長官兼戦時石油局長ら政府要人に接触した。⁽¹⁾その過程で、彼らはサウジアラビアの石油埋蔵量の大きさを政府に印象づけたのである。

しかしこのことは一九四三年初頭において、アメリカ政府内に、サウジアラビア石油の戦略的価値に対する高い評価が生まれたことを意味するものではない。真のサウジアラビア石油確保の必要性は、アメリカ軍部のなかにアメリカ国内の原油生産の不十分さに対する認識が強まるにつれて、重視されるようになった。同年六月、統合参謀本部は国内生産の現状を次のように説明している。

「統合参謀本部の意見では、我々はアメリカ軍の必要及び根幹的な民間需要を満たす上で、国内生産される原油の不十分な供給に直面している。厳しい戦時統制下にあるこれらの需要は、平時の実際の必要よりいくらか少ない。⁽²⁾」

一方、統合参謀本部内で、サウジアラビア石油が豊かな埋蔵量を持ちながら、その大部分がまだ開発されずに置かれていゝる事実及びCASOCがその開発独占権を持つていゝることに對する認識が強められた。そしてこの認識が、国内石油の不足

に対する危機感と結びついたのである。そこで統合参謀本部は、「確認された外国の石油資源を獲得する目的のために、特に公団を組織する」ことを提案し、「これは、アメリカ政府によるサウジアラビアの石油利権に対する支配的な権利の即時獲得を含む」ことが予想された。⁽³⁾ このアメリカ軍部の提案は、國務省、戦務省、海軍省、内務省四省長官の賛成を得て、四省合同の事務レベルで検討された結果、同年六月末、「石油備蓄公団 (Petroleum Reserves Corporation) の設立となつて具体化されたのである。⁽⁴⁾ ここにアメリカ政府はサウジアラビア石油の戦略的重要性をはつきりと認識した。

サウジアラビア石油の戦略的重要性の認識は、以上のようにアメリカ軍部が軍への石油供給を確保する必要上、生み出されたものである。差し当たつて、統合参謀本部は、サウジアラビア石油を、極東で太平洋戦争を遂行していたアメリカ軍への供給に充てることを計画した。⁽⁵⁾ このため石油備蓄公団は、ペルシア湾岸のラス・タヌラに大精油所を建設することを決定し、建設を委託されたアラビアン・アメリカン石油会社 (一九四四年一月、CASOC の会社名が変更された。以下 ARAMCO と略称) は一九四四年に入つて建設を開始した。⁽⁶⁾

しかしこうした戦争遂行上の観点からのサウジアラビア石油の重要性の認識は、アメリカ政府内で大戦終結後の外国石油政策が明らかになるなかで、変容していつた。二つの世界大戦は西半球から莫大な石油供給を強いたが、戦後のアメリカの外国石油政策の根幹は、その西半球の石油備蓄をこれ以上減少させないという点にあつた。⁽⁷⁾ この前提に立つて、アメリカは西半球で生産され、東半球の市場へ流れる石油量をできる限り削減することを考慮した。ところが東半球では、ヨーロッパ、アフリカ及びアジアの一部の市場で、戦後復興のために石油需要の大幅な増大が予想されたのである。⁽⁸⁾ そこにこれらの市場の需要に答へ得る、東半球内の供給源として浮かび上がったのが、中東石油であつた。⁽⁹⁾ 一九四四年四月、國務省各局合同石油委員会は、戦後における中東石油の役割を次のように規定している。

「……特定の政策目標は、西半球の正当な利益を尊重して、東半球の市場において中東石油を西半球石油の代用にするように、石油製

品の世界貿易の流れに影響を与えるということである。⁽¹⁰⁾

このように一九四三年末以来、アメリカ政府はサウジアラビア石油のみを重視する方針を転換させ、戦後の外国石油政策の観点から、より広範な中東全域にわたる石油開発への積極的参加を意図した。一九四四年四月から八月にかけて開催されたイギリス・アメリカ石油会議は、この意図を反映していた。⁽¹¹⁾ この会議において、アメリカ政府は、この地域における「アメリカ企業による探査、生産、市場販売に対する現存の制限」を取り除くことに努力したのである。⁽¹²⁾

またサウジアラビア石油の価値も、こうした中東を戦後ヨーロッパ市場に対する主要な供給源と考える文脈の中で、再認識されたのである。すなわち、アメリカはサウジアラビア石油をヨーロッパ市場用の最も重要な供給源として認識するに到った。一九四四年二月、石油備蓄公団はこの新しい認識に基づいて、アラビア半島東海岸の油田と東地中海沿岸を結ぶパイプラインの建設に乗り出した。⁽¹³⁾

以上のように、アメリカのサウジアラビア石油に対する認識は、一九四三年末以降外国石油政策が形成されるにつれて変容し、より広範な中東石油全体の中でサウジアラビア石油を考えるようになった。新しい認識の中では戦争遂行上の観点は弱まり、それに代わって、サウジアラビアは、「戦後ヨーロッパ市場への最も重要な供給源と見做されるようになった。

(11) Shwadrان, op. cit., pp. 308-310.

(12) "Memorandum from the Joint Chiefs of Staff to President Roosevelt, 8 June, 1943," in FRUS, 1943, IV, p. 921.

(13) Ibid.

(4) "Letter to President Roosevelt, June 26, 1943," "Recommendations as to Petroleum Reserves, 25 June, 1943," in FRUS, 1943, IV pp. 924-930. Shwadrان, op. cit., pp. 312-314.

(5) FRUS, 1943, IV pp. 933, 938, 950-951. FRUS, 1944, V, pp. 19, 21.

(6) United States Senate, American Petroleum Interests in Foreign Countries (Hearings before a Special Committee Investigating Petroleum Reserves, June 27 and 28, 1945), Government Printing Office, 1946, p. 286.

- (7) "Memorandum by the Inter-Divisional Petroleum Committee of the Department of State 'Foreign Petroleum Policy of the United States', April 11, 1944," in FRUS, 1944 V, p. 28.
- (8) *Ibid.*, p. 30.
- (9) 一九四三年十一月、石油備蓄公団の依頼で中東石油の推定埋蔵量を調査した。石油地質学者 エムレット・デホルヤーは、「世界の石油生産の重心はメキシコ湾・カリブ海から中東・ペルシヤ湾地域へ移動している」と報告した。(Shwadran, *op. cit.*, p. 319)
- (10) FRUS, 1944, V, p. 31.
- (11) George Kirk, *op. cit.*, pp. 364-365.
- (12) FRUS, 1943, IV, p. 944.
- (13) FRUS, 1944, V, pp. 8, 12, 22, 24-25, 26. しかしこの計画は「アメリカ国内で操業する石油業者の強い反対に遭った」。(Shwadran, *op. cit.*, pp. 322-325)

四 アメリカのコミットメントの深化過程

A、経済的コミットメントの実態

アメリカ政府がサウジアラビアの財政・経済状態に対して最初に関心を抱いたのは、一九四一年四月のことであった。当時サウジアラビアの国家歳入は、巡礼税及び石油利権料が戦争の影響を受けて大幅に減少し、⁽¹⁾ 実際上皆無に等しかった。サウジアラビア政府はこの極度の逼迫状態の中で、一九四一年度歳入予算総額一〇〇〇万ドルのうち、四〇〇万ドル相当分をイギリスからの贈与によつて充当し、残りの六〇〇万ドルを、同国内で操業するアメリカの石油会社 CASOC の利権料前払いによつて満たそうとした。⁽²⁾ しかし CASOC は、すでにサウジアラビア政府に対して六八〇万ドルの利権料前払いを行なっており、戦時における操業短縮の⁽³⁾ ため、これ以上の前払いを続けることは不可能と判断した。こうした背景の中⁽⁴⁾、CASOC はサウジアラビアに対する財政援助を、アメリカ政府に要請した。これはアメリカ政府がサウジアラビア石油を担保として、サウジアラビア政府に対して向こう五年間に毎年六〇〇万ドルずつ貸与するという内容であった。⁽⁵⁾

この要請を受けた当初、アメリカ政府はむしろ好意的な反応を示した。それは、第二次大戦が中東へ波及している一九四一年当時の戦況下で、サウジアラビア国王イブン・サウドの親連合国・反枢軸国的態度を培養する必要があつたからである。同年六月、サウジアラビアを兼任するエジプト駐在アメリカ公使カークは、「サウジアラビア王国は、アメリカが現時点でアラブ世界の同情を確保しようとする上で、論理上必然の場所である」と述べて、ハル國務長官に対して直接財政援助の有効性を進言している。⁽⁵⁾ またルーズベルト大統領自身この財政援助計画に賛成した。⁽⁶⁾

しかしその計画は、サウジアラビア石油を財政援助の担保にしようとしたところに、大きな欠陥があつた。すなわちCASOCは、財政援助をアメリカ政府から引き出しやすくするために、年間六〇〇ドル相当分のサウジアラビア石油を、アメリカ海軍へ優先的に配給することを提案した。⁽⁷⁾ところが同年五月海軍は、サウジアラビア石油のオクタン価が海軍の使用基準に適さないという理由で、石油購入を断つたのである。⁽⁸⁾当時アメリカは太平洋戦争にまだ突入しておらず、国内石油備蓄量不足の危険性は全く認識されていなかつた。逆にアメリカ政府がその購入に踏み切つた場合、戦争による世界市場の崩壊によつて、販売市場を容易に見えさせないのが実情であつた。⁽⁹⁾このためアメリカ政府は、サウジアラビア石油の購入とサウジアラビアに対する財政援助を組み合わせることは不可能であると判断した。こうしたサウジアラビア石油に対する極めて低い需要のために、石油を担保とした財政援助計画の実現の見通しは遠のいた。つまり一九四一年段階では、石油はアメリカのサウジアラビアに対するコミットメントの要因たり得なかつたといふことである。

ところがアメリカ政府には、サウジアラビアに対する財政援助を可能にするもう一つの方法があつた。それは一九四一年三月に成立した武器貸与法 (Lend-Lease Act) を同国に適用することであつた。しかし國務省は次の二つの理由によつて、この方法の採用に消極的であつた。第一に、「アメリカ政府はその主要な努力を、積極的に外からの侵略に抵抗している国々、あるいは地理的理由によつて「アメリカの」国防にとつて重要な国々を援助することに献げる」べきであると考へており、

サウジアラビアはその意味での重要度においてかなり低く位置づけられていた。⁽¹⁰⁾ 第二に、「サウジアラビアは、イギリスの国益が〔アメリカの〕国益よりもずつと大きな地域の中にあり」、「従つてイギリスはより直接的に関係がある」と考えられたからである。⁽¹¹⁾

しかし前述したように、アメリカ政府内には、サウジアラビアが戦争遂行上、連合軍側の影響力を維持するため重要な要素であるという共通の認識があつた。また「イギリスは政治的借款の分野において、長い経歴を持つていた」⁽¹²⁾。そこで武器貸与法援助を管理する連邦借款管理局は、同年八月、イギリス向けの四億二五〇〇万ドルの借款の一部をサウジアラビアへ差し向けるように、イギリス政府に要求することを決定した。⁽¹³⁾ その結果、イギリスはサウジアラビア政府の要請に応じて、一九四一年の貸付額を即座に四〇万ポンドから九〇万ポンドに引き上げた。そしてイギリスの貸付総額は同年末には、約五二九万ドル相当分にあつたのである。⁽¹⁴⁾

つまり一九四一年当時、アメリカは戦争遂行上中東地域において連合軍に対する積極的支持を獲得する必要から、強力な域内指導権を持ち、親連合国的態度を堅持していたサウジアラビアに注目した。しかしそのことは、直ちにアメリカによる直接財政援助の実現をもたらしたわけではなかつた。それは第一に、アメリカ政府内に、サウジアラビア石油の必要性に対する認識がなかつたからであり、第二に、サウジアラビアを伝統的にイギリスの「守備範囲」とする認識が、根強く残つていたからであつた。

他方、サウジアラビア政府はアメリカが直接財政援助を拒否したことに對して失望を大きくした。同年九月國務省は、イブン・サウドの失望感を軽減するために、農業使節団の派遣を構想した。⁽¹⁵⁾ この構想は翌一九四二年三月になつて具体化した。使節団は、採鉱・水力技師K・S・トウィッチェル(K. S. Twitchell)を団長とする三名によつて構成され、三ヶ月間にわたつて農業資源の調査及び小規模な灌漑実験を行なつた。⁽¹⁶⁾ しかし同時に國務省は、この使節団派遣を、サウジアラビア

領内におけるアメリカ空軍に対する便宜供与を引き出すための「適当な代償物」としても性格づけ⁽¹⁷⁾ていた。そこで國務省は、使節団に軍事飛行場建設のための調査を行なう将校を同行させることを提案した。つまり一九四二年に入ると、サウジアラビアはアメリカ空軍の中東作戦遂行上の必要から重視されるようになったのである。

以上のように、一九四一、二年のアメリカの経済的コミットメントは、イギリスへの財政援助の依頼及び農業使節団の派遣に限られ、また本格的な程度には達していなかつたといえる。そしてこのような大戦前期の経済的コミットメントは戦争遂行上の理由によつてもたらされた。ルーズベルト大統領の「サウジアラビア」の問題は我々にはちよつと場所が離れ過ぎて⁽¹⁸⁾いる」という発言は、当時のアメリカのコミットメントの程度をよく表わしているように思われる。

しかし一九四三年に入ると、アメリカの経済的コミットメントは、それ以前とは異なつた積極性を示し始める。アメリカの対サウジアラビア政策の新しい姿勢は、同年一月初めアチソン國務次官補によつて打ち出された。

「サウジアラビア政府は、近東においてまだ武器貸与法援助の適格国になつていない唯一の主要な政治的単位である。……國務省の見解では、もし我々が、サウジアラビアに対して一定の直接的援助を与える用意がないならば、同国政府からこれ以上の恩恵を得ることはむずかしいであろう。……しかしそのような援助は比較的少額なものになると考えられる。……武器貸与法援助は「イブン・サウ⁽¹⁹⁾ド」の忠実で勇氣ある態度に対する感謝を意味し、戦争の遂行を容易にするのであろう。」

このように一九四三年当初國務省は、サウジアラビアの親連合国的態度の堅持及びアメリカ空軍に対する便宜供与に対する代償として、直接的な経済援助を企図していた。一方、同年二月 CASOC は、第三章で述べたように、サウジアラビア石油確保のための積極的対応を、アメリカ政府に促した。これは自社の石油利権がイギリスへ移転するかもしれないという危機感に基づいていた。当時イギリスは財政援助を通してサウジアラビア政府に対する影響力を増大させつつあつた。こうした國務省の助言と石油会社の圧力の下に、ルーズベルト大統領は、二月十八日、サウジアラビアへ武器貸与法を適用する

旨決定した。⁽²⁰⁾この時点に到つて初めて、國務省内に「アメリカの石油会社はサウジアラビアに大きな所有権を持つているので、アメリカ政府は、同国の安定と福祉に大きな関心を持つている」という視点が生まれたのである。⁽²¹⁾

さて、大統領決定に基づいた経済・財政援助は、決定の時点では「ごく控え目な規模」で実施されることが予想された。⁽²²⁾

同年四月、最初の武器貸与法援助として、八〇台の輸送用トラックが送られた。⁽²³⁾続いて五月から九月にかけて、國務省、財務省、戦務省、アメリカ陸軍ペルシア湾用役司令部は合同で、サウジアラビア財政建て直しの一環として、リアル銀貨の鑄造を検討した。⁽²⁴⁾従来サウジアラビアの通貨改革に関しては、イギリスが紙幣発行によつて、通貨の極端な不足を解消することを構想していた。しかし、イギリス政府はアラビア半島内陸部に住むアラブ人たちの多くが紙幣の受け入れを拒否する恐れがあることを知り、五月、急遽銀貨供給の方針へ転換したのである。ところがイギリス財務省は、すでに必要量の銀を準備することができなかつた。またこの目的のためにイギリスの造幣施設を利用することは不可能であつた。⁽²⁵⁾それ故にアメリカは同年九月、イギリス政府に代わつて、サウジアラビア政府との間に約五〇〇万オンスの銀の貸与協定を締結し、大戦後五年以内に返済する条件の下に、一五〇〇万リアルの銀貨供給を引き受けた。⁽²⁶⁾そしてそのうち八〇〇万リアルを翌十月までに供給して、サウジアラビアにおいて多量の通貨が必要となる巡礼の季節に間に合わせたのである。⁽²⁷⁾

このように一九四三年に入つて開始されたアメリカの経済・財政援助は、比較的小規模であつた。それに比べて、一九四一年以来イギリスがサウジアラビア政府に与えてきた経済・財政援助は、大規模なものであつた。イギリスは一九四二年一・二〇九万ドル相当分、一九四三年約一六六二万ドル相当分を贈与した。⁽²⁸⁾それは財政援助だけに限つてみても、一九四三年のサウジアラビア政府予算の五六％(二五〇〇万リアル)を占めた。⁽²⁹⁾イギリスはこうした援助額の増大を通して、同国財政そのものに對する影響力を強めていつた。その端的な表われが、一九四二年末以来提唱されたイギリス・サウジアラビア合同通貨調整委員会のロンドン設置案であつた。⁽³⁰⁾しかしアメリカはこの提案に反対し、同年七月「アメリカ政府が」行動する機

会を得る前に、サウジアラビア政府を他国と財政的に提携させないためその影響力を及ぼす」ように現地公使館に指示したのである。⁽³¹⁾

要するにアメリカは、一九四三年段階では援助規模においてはまだ遙かにイギリスを下回っていた。しかし一九四三年後半以降、アメリカ政府内では、サウジアラビアをイギリスの「守備範囲」とする伝統的認識が次第に薄まつてゆき、それに代わつて、「サウジアラビアにおける外国の経済的利益は圧倒的にアメリカ的性格のものである」という新しい認識が強められていつた。⁽³²⁾つまりアメリカは同年後半以降サウジアラビア財政に対してより大きな影響力を及ぼそうと努力し始めたのである。

武器貸与法に基づいたアメリカのサウジアラビアに対する援助は、翌一九四四年に入つて、本格化する。同年四月初め、ハル国務長官はルーズベルト大統領に対して「追加的」「徹底的」な財政・経済援助の緊要性を進言し、⁽³³⁾すぐに大統領領はこれを支持した。⁽³⁴⁾それは具体的には次のような過程を経て実現された。先ず同年三月、アメリカ政府は前年の銀貨貸与協定に基づく最後の七〇〇万リアルをサウジアラビアに供与した。その後、サウジアラビア政府との間に同年中に新たに一〇〇〇万リアルを供与する銀貨貸与協定を締結した。⁽³⁵⁾これは同国内の外交団及び外国企業の活動に必要な通貨を供給することが目的であつた。続いて六月から七月にかけて、イギリス、アメリカ両代表はカイロとジュッダにおいて、対サウジアラビア援助に関する合同会議を開催した。⁽³⁶⁾そこでイギリス、アメリカ両代表は合同援助計画を案出した。それによれば、イギリス・アメリカは「常時サウジアラビアにおいて穀物、紅茶、砂糖の三ヶ月分の備えを維持」し、⁽³⁷⁾トラックを始めとする輸送関係品目を供与するために、総額三〇四万六〇〇〇ポンド相当分の援助物資を送ることを決定した。⁽³⁸⁾そしてイギリス・アメリカ両政府はこの計画に要する総費用（上記援助物資の他に、前述したアメリカによる一〇〇〇万リアル銀貨の鑄造費用及びイギリスが月一万ポンド支払うサウジアラビアの在外公館活動費が含まれる）を平等に分担することとなつたのである。

こうした一九四四年前半に起こつたアメリカのサウジアラビアに対する経済的コミットメントの本格化は、主にサウジアラビア石油確保の戦略的重要性の認識に基づくものであつた。第三章で述べたように、アメリカ政府は一九四三年半ばに、戦争遂行上の観点からサウジアラビア石油の重要性を認識した。一九四三年六月以来、アメリカ国内では、イッキーズ内務長官の主導の下に石油備蓄公団が設立され、戦争による石油の大量消費がもたらした国内備蓄の不足分を、外国石油、なかでもサウジアラビア石油によつて補なうことが試みられた。また一九四四年四月、国務省は「アメリカ合衆国の外国石油政策」を発表し、戦後ヨーロッパの復興に不可欠な石油をアメリカ大陸からではなく、同じ東半球にある中東から供給する旨を明らかにして、来るべきイギリス・アメリカ石油会議に臨む方針を定めた。同月ハル国務長官がルーズベルト大統領に対して対サウジアラビア援助の本格化の必要性を進言した際、ハルは「同国における大石油資源に対するアメリカの利益を適切に保護する」ことを最も重視した。⁽³⁹⁾つまりこの時期になると、一九四三年初めまでアメリカ政府内に存在したような、中東における戦争遂行上の必要に対する認識は二義的なものとなり、石油の軍事的、戦略的価値に対する高い評価が、対サウジアラビア援助の拡大を正当化する主要な理由となつた。

ところで、アメリカの経済・財政援助規模の増大は、イギリスの援助規模の大幅な縮小に明確に反比例するかたちで進行した。イギリスは一九四四年当初、独自に一二〇〇万ドル相当分の経済援助を行なうことを意図していたにもかかわらず、同年二月以来サウジアラビア政府に対し、一九四四年予算を縮小する方向で再検討するよう強く促した。⁽⁴⁰⁾そのため四月に到つてもイギリス・サウジアラビア両国は援助規模に関して合意に達しなかつた。七月に完成したイギリス・アメリカ合同援助計画の中では、イギリスの分担額は約七〇〇万ドル相当分に減少した。⁽⁴²⁾これは前年の援助額の半分以下である。

一方、前述したイギリス・アメリカ合同援助計画は、サウジアラビア政府にとつて極めて不満足なものであつた。⁽⁴³⁾同年半ば頃、同国内の食糧危機は深刻化して⁽⁴⁴⁾いた。そこでサウジアラビア政府は、同年四月イギリスからはもはや十分な援助を引

き出せないと判断し、アメリカ政府及び ARAMCO に対して援助増額を要請し始めた。⁽⁴⁵⁾ そして九月上旬、アメリカ政府はこの要請に応じて、合同援助計画の枠内で、穀物一万トンの増発を決定した。⁽⁴⁶⁾ 同月、サウジアラビア駐在公使エディーは、サウジアラビア政府外相代理ユースフ・ヤッシンと、合同援助計画以外に「サウジアラビアとアメリカが、単独で戦後も継続する基盤の上に協力することができると」か否かを協議した。⁽⁴⁷⁾ その結果、アメリカ政府はエディーの勧告に基づいて、「石油利権料が同国を自足的にするまで、経済を安定させる」ための大借款計画を精力的に検討することになったのである。⁽⁴⁸⁾ そして十二月には国務省、戦務省、海軍省は合同で、翌一九四五年に武器貸与法が廃止された後の直接財政援助の概要（一九四五年から一九五〇年にかけての五年間に最低二八〇〇万ドルから最高五七〇〇万ドル相当分を貸与する）をまとめ、ルーズベルト大統領の承認を得た。⁽⁴⁹⁾ この新しい財政・経済援助計画は、一九四五年二月の両国首脳エジプト会談における概括的な性格付けを経て、国務省・戦務省・海軍省調整委員会特別委員会において更に審議された。当委員会はアメリカの直接財政援助の基本的性格を、ARAMCO が十分な石油利権料を支払えるようになるまでの措置として規定した。⁽⁵⁰⁾ 同年六月、一九四五年度対サウジアラビア援助は小麦、繊維品、トラック、タイヤを含む総額二二〇〇万ドル相当分と決定された。これは、主として ARAMCO の油田で、対日戦に必要な石油製品の生産に従事するアラブ労働者に配給されることになった。⁽⁵¹⁾ またこうした財政援助とは別に、同年二月以来国務省では、農業開発を中心とした開発援助計画（ジェッタ水路網、道路、開拓等）がおり進められ、輸出入銀行はこのために五〇〇万ドルの融資を検討した。⁽⁵²⁾

以上の分析から、一九四三年以降のアメリカの経済的コミットメントの深化過程は次のように要約される。一九四三年前半、アメリカは、次の二つの要因に基づいて、比較的小規模の経済・財政援助を開始した。第一は、中東における戦争遂行上、アメリカ空軍の便宜獲得及びイブン・サウドの親連合国的態度を温存する必要性が認識されたことである。第二は、CASOC の圧力行動である。一方、一九四三年後半以降、アメリカ政府内ではサウジアラビア石油の軍事的・戦略的価値

の認識が向まつた。すなわちサウジアラビアは、太平洋戦争を遂行するアメリカ軍及び戦後ヨーロッパ市場への石油製品の供給源として認識された。アメリカはこの認識に基づいて、翌一九四四年前半から対サウジアラビア援助を本格化させた。アメリカは、それ以後、もはや十分な財政援助を行なう経済的余裕がなくなつたイギリスに代わつて、戦後の大規模な経済・財政援助に乗り出したのである。

B、軍事的コミットメントの実態

アメリカがサウジアラビアに対する最初の軍事的コミットメントを行なつたのは、一九四二年半ばであつた。その時アメリカ政府は、中東作戦遂行上の必要から、アメリカ空軍機がアラビア半島上空を無着陸飛行する許可をサウジアラビア政府に求めた。それは現地まで新しい航空機を運ぶための直行ルートを、ハルツーム (Khartoum) ・バーレーン (Bahrein) 間及びハルツーム・バスラ (Basra) 間に設置するためであつた。⁽⁵⁷⁾ サウジアラビア政府との交渉は、「サウジアラビアがイギリスの軍事的責任領域内に置かれてい」たことが考慮されて、イギリス公使を通して行なわれ、⁽⁵⁸⁾ 同年八月イブン・サウド王の同意を獲得したのである。⁽⁵⁹⁾

また国務省は、アメリカ空軍機の領空通過以外に、サウジアラビア領土内の軍事飛行場の建設及びアメリカ軍によるダーラ⁽⁵⁷⁾ン (Dhahran) 油田の掩護を計画した。しかし当時連合国側が中東地域で戦争遂行上重視したのは、北アフリカとイラン⁽⁵⁸⁾であり、サウジアラビアの持つ軍事戦略的価値は、これら二つの作戦現場をより短距離で、またより安全に結びつける地理的意義に限られた。そのため戦務省はこれらの計画に対して消極的態度を取つた。従つてこれらの計画は具体化されずに終わつた。⁽⁵⁹⁾

翌一九四三年になつて、武器貸与法援助が開始されると、アメリカはサウジアラビア政府の要請に答えて、極く小規模の

武器援助を行なつた。同年十月、中東駐留アメリカ軍司令官ロイス將軍を団長とする軍事使節団が派遣され、サウジアラビア政府の武器援助要求が「同国の国内秩序の維持に必要な」範囲のものであるかを調査した。⁽⁶⁰⁾ 本来連合国のその同盟国に対する軍事援助は、イギリス・アメリカ合同の軍需品割り当て委員会によつて処理されており、サウジアラビアの場合もイギリス・アメリカ本国政府間の協議がもたれた。⁽⁶¹⁾ しかしアメリカ政府は「サウジアラビアにおける我々の戦争に關した利益の重要性に鑑みて、国王の軍備の要求に対する我々の貢献は少なくともイギリスのそれと同等のものであるべきである」との態度を取つた。⁽⁶²⁾ すなわちアメリカは一九四三年末、軍事的コミットメントの領域においてもイギリスの影響力に対抗する姿勢を示したのである。

ところが翌一九四四年に入ると、イギリスは、この領域においてアメリカの影響力の増大を阻止する行動を展開した。先づ同年四月、イギリス政府は、「サウジアラビア軍を近代の方針に従つて訓練し、再組織する」ためにイギリス人の軍事顧問を派遣する意図を明らかにした。⁽⁶³⁾ 更にその直後、イギリス政府はイギリス人將校を団長とするイギリス・アメリカ合同軍事使節団の派遣を提案した。アメリカは、こうしたイギリスによる軍事的コミットメントの面での主導性の發揮に敢えて反対せず、「その地域ではイギリスが主要な軍事的責任を持つてゐる」ことを認めて、イギリス主導型の軍事使節団派遣に賛成したのである。⁽⁶⁴⁾ しかし國務省はこの賛成に重大な限定条件をつけた。同年五月、ハル國務長官はそれを次のように説明している。

「しかし國務省及び戰務省のイギリス外務省の提案に対する同意は、イギリス外務省が、サウジアラビアにおける圧倒的なアメリカの経済的利益を考慮して……サウジアラビアへ派遣されるいかなる財政・經濟使節団も、アメリカ人が団長になるという見解を受け入れることを条件としている。」(傍点筆者)

つまりアメリカ政府は、同国に対する軍事的コミットメントの面でのイギリスの優位性を認め、それ以上この領域におけ

る自国の影響力を増大させようとはしなかつた反面、経済的コミットメントの面において主導権を掌握するために最大の配慮を払つたのである。それはアメリカの経済的コミットメントの主要目的が、前節Aで述べたように、サウジアラビアにおける自国の独占的な石油開発権を確保することにあつたからであつた。⁽⁶⁷⁾

他方一九四四年においても、サウジアラビアは、太平洋戦争を戦つていたアメリカにとつて、依然として「ヨーロッパ作戦とアジア作戦の中継地として」の戦略的価値を持つていた。⁽⁶⁸⁾ 同年七月、アメリカ政府はサウジアラビア政府に対し、カイロとダーラン近郊との間を直接結ぶ航空路の開設及びダーラン近郊の軍事飛行場の建設についての許可を求めた。アメリカは、これが北アフリカ・インド間の大量空輸活動を促進させ、ひいては戦争遂行に役立つと考えた。⁽⁶⁹⁾ しかしイギリス航空省はダーランの軍事飛行場建設に強く反対し、サウジアラビア政府に同案を拒否するよう要請した。⁽⁷⁰⁾ にもかかわらず、一九四五年二月の両国首脳会談において、ルーズベルトはイブン・サウドから、五年の借地期間を条件としてではあるが、ダーラン飛行場の建設に対する同意を引き出したのである。⁽⁷¹⁾

以上のように、第二次大戦中のアメリカのサウジアラビアに対する軍事的コミットメントは、一貫してアメリカ空軍の中東作戦遂行上必要な便宜を得ることに限定された。大戦を通して、アメリカはサウジアラビアの軍事戦略的価値を、スエズ運河以西と以東を容易に連接する地理的便宜性の中に見出すにとどまつた。また一九四三年以降経済的コミットメントを深化させるに伴つて、アメリカは極く小規模の軍事援助を開始したが、それは大戦終結までには本格化しなかつた。戦務省は一九四四年十月、サウジアラビアに対する軍事的コミットメントをこのように低いレベルに留めることについて、次のように説明している。「長期的にみても短期的にみても、サウジアラビアにおける最も重要な軍事的利益は石油であり、これに続いて重要なのが、飛行場建設の権利、領空の使用及びそれに関した航空測量の権利である。」⁽⁷²⁾ (傍点筆者) つまり大戦末期におけるアメリカ軍部のサウジアラビアに対する主要な関心は、その石油に向けられていた。従つて、アメリカ軍部もま

た、経済的コミットメントを強化し、石油利権を確保することの方が、軍事的コミットメントそのものより重要であると考
えていたのである。⁽⁷³⁾

C、政治的コミットメントの実態

本節の考察対象は、アメリカがサウジアラビア国王の中東域内での指導権をいかに評価し、それをいかにパレスチナ紛争
解決に利用しようとしたかという個別的問題である。この問題は、アメリカがイブン・サウドの政治指導力の有意性を発見
したという意味で、政治的コミットメントの範疇の中に含まれると考えられる。

イブン・サウドの域内指導権をパレスチナ紛争解決に利用しようという構想は、一九四〇年初め、イギリス政府中東関係
顧問フィルビー (H. St. John Philby) によつて提唱された⁽⁷⁴⁾。しかし一九四一、二年段階では、この意味での政治的コミッ
トメントは具体化しなかつた。一九四一年半ば、國務省近東問題局長マッラーは、イブン・サウドをパレスチナ紛争回避の
ため直接介入させる提案に反対し、「いかなる蔓延した虐殺をも阻止するため、パレスチナのイスラム教信仰者に対して彼
の影響力を及ぼすように、イブン・サウドの騎士道精神に訴える」ことを主張しただけであつた。⁽⁷⁵⁾翌一九四二年末、同じく
マッラーは、イブン・サウドにユダヤ人機関 (Jewish Agency) の紛争調停案を黙認する用意はないと判断し、イブン・サ
ウドとユダヤ人機関議長ワイズマン (Chaim Weizmann) との間の対話の可能性を示唆する程度であつた。⁽⁷⁶⁾國務省がこの
ようにパレスチナ紛争解決のためイブン・サウドを利用することに消極的だつたのは、彼の域内指導権に対する低い評価に
基づいていた。すなわち、彼の域内指導権が及ぶのは、アラビア半島からトランスヨルダンまでであり、イラク、シリア、
レバノン、パレスチナを含む「肥沃な三ヶ月」地帯は彼の勢力圏外と考えられたのである。⁽⁷⁷⁾

しかし一九四一、二年段階のアメリカ政府の消極的なイブン・サウド評価は、一九四三年半ばになつて急速に変化した。それ

はルーズベルト大統領の個人的イニシアチブによるところが大きかった。同年四月末、ルーズベルト大統領はイブン・サウドから、彼のパレスチナ紛争に関する基本的立場を記した書簡を受け取った。この書簡の中で、イブン・サウドは「現在我々が要求する全ては、あなたがパレスチナ以外にユダヤ人が住める場所を見つけないことによつて……移民の流れを止めるのを手伝うべきだということである」と述べて、パレスチナ紛争の具体的な解決策を模索する態度を明らかにした。これに対してルーズベルトは、同年六月返書を送り、パレスチナ紛争の解決がアラブ人・ユダヤ人双方との事前協議の上になされることを再確認するとともに、「アラブ人・ユダヤ人当事者が、戦争終結前に彼ら自身の努力によつて、パレスチナ問題に関して友好的合意に達する」ことに対する希望を表明した。その上で七月末、ルーズベルトの意向を受けたホスキンス特使はイブン・サウドと会見し、国王がパレスチナ紛争に関する「友好的合意」を目的として、ユダヤ人機関議長ワイズマンと会談する意志があるか否かを打診したのであつた。ところがワイズマンとの会談の構想は、イブン・サウドの無条件的な拒否に直面した。⁽⁸¹⁾ 現地のアメリカ人外交官が指摘するように、「アラブ世界という、より大きな勢力範囲においては、「イブン・サウド」がアラブ国家をユダヤ人の支配下へ置くような構想を進んで考慮しようとするいかなる徴候も、彼の権威を重大に弱めるか、あるいは破壊して余りあつた」から、イブン・サウドは紛争解決に利用されることを承諾しなかつた。結局、ルーズベルトはイブン・サウドの持つ域内指導権を過大評価し、それを紛争解決に役立て得ると過信したのである。⁽⁸²⁾

しかしルーズベルトはこの期待をすぐには捨てず、一九四五年二月の両国首脳会談において、もう一度イブン・サウドから紛争解決のイニシアチブを引き出そうと試みた。⁽⁸³⁾ ルーズベルトはイブン・サウドに、ヨーロッパにおけるユダヤ人難民のパレスチナ受け入れについて助言を求めた。イブン・サウドは、ユダヤ人入植の継続とユダヤ人による土地購入から生じている危機を強調して、難民受け入れに強く反対した。⁽⁸⁴⁾ にもかかわらずルーズベルトは、それによつてイブン・サウドに対する態度を硬化させることなく、逆に「(アメリカ合衆国大統領)はアラブ人に逆らつてユダヤ人を援助することは一切行な

わななし、またアラブ人に敵対するいかなる行動もとらない」ことを保証した。⁽⁸⁵⁾そしてこの親アラブ的態度は、同年四月イブン・サウドへの書簡の中で再び確認されたのである。⁽⁸⁶⁾つまりルーズベルトはイブン・サウドの再三の拒否にもかかわらず、一貫して彼をハレスチナ紛争解決の際のアラブ人側の代表者に仕立て上げる期待を抱き続けたのである。

以上のように、アメリカ政府がパレスチナ問題解決をめぐるサウジアラビアに対する政治的コミットメントを深めたのは、一九四三年半ば以降であり、それはイブン・サウドの中東域内における指導権を高く評価したルーズベルト大統領の個人的イニシアチブに基づいていた。と同時に、こうした政治的コミットメントの深化を可能にしたもう一つの条件は、サウジアラビアの対アメリカ認識であった。それは、前述したような、一九四三年前半から開始された経済的コミットメントの積極化と並行して改善されていったと考えられる。従つて、アメリカ政府はサウジアラビア政府の対アメリカ認識を更に一層改善するために、同国に対する経済的コミットメントを強化する必要があるであつたのである。

(1) "Mr. James A. Moffett to President Roosevelt, April 16, 1941," "Memorandum by Mr. James A. Moffett for President Roosevelt, April 16, 1941," in FRUS, 1941, Vol. III, Government Printing Office, 1959, pp. 624-627.

(2) Ibid.

(3) FRUS, 1941, III, p. 626.

(4) Ibid., p. 624.

(5) Ibid., p. 639.

(6) Ibid., p. 638.

(7) Ibid., p. 626.

(8) "Memorandum by the Secretary of the Navy for President Roosevelt, May 20, 1941," in FRUS, 1941, III, pp. 635-636.

(9) FRUS, 1941, III, pp. 627, 628, 645.

(10) "The Secretary of State to the Minister in Egypt, August 22, 1941," in FRUS, 1941, III, p. 646.

(11) "Memorandum of Conversation by Mr. John D. Jernegan of the Division of Near Eastern Affairs, August 7, 1941," in

- FRUS, 1941, III, p. 644.
- (21) *Ibid.*
- (22) "Memorandum by the Federal Loan Administrator to the Secretary of State, August 6, 1941," in FRUS, 1941, III, pp. 642-643.
- (23) ハナー・ギブナー前掲書「一四六頁」。
- (24) FRUS, 1941, III, p. 650.
- (25) FRUS, 1942, IV, pp. 564-565.
- (26) *Ibid.*, p. 562.
- (27) FRUS, 1941, III, p. 643.
- (28) "The Secretary of State to the Lend-Lease Administrator, January 9, 1943," in FRUS, 1943, IV, pp. 854-855. シ・カン・ト・ロ・ハンが「このマニフェスト書簡に關して「特に深い議論はなかつた」と述べ、この書簡がサウシトラビヤに対する武器貸与法適用決定に与えた影響力を低く評価している。このこの評価は「一九四一」二年段階におけるアメリカのサウシトラビヤに対する軍事的関心の増大を過小評価していると思われる。」(Malone, *op. cit.*, p. 420)
- (29) FRUS, 1943, IV, p. 859.
- (30) "Memorandum of Conversation, by the Adviser on International Economic Affairs, February 19, 1943," in *ibid.*
- (31) *Ibid.*
- (32) FRUS, 1943, IV, p. 866.
- (33) *Ibid.*, pp. 880-881.
- (34) *Ibid.*, p. 869.
- (35) "The Secretary of State to the Minister in Egypt, September 11, 1943," in FRUS, 1943, IV, pp. 898-899.
- (36) FRUS, 1943, IV, pp. 905-906.
- (37) ハナー・ギブナー前掲書「一四六頁」。
- (38) FRUS, 1943, IV, p. 874.
- (39) *Ibid.*, p. 878.
- (40) *Ibid.*, p. 878-879.
- (41) "The Secretary of State to the Minister Resident in Saudi Arabia, August 3, 1943," in FRUS, 1943, IV, p. 887.
- (42) "Memorandum by the Secretary of State to President Roosevelt, April 3, 1944," in FRUS, 1944, V, pp. 679-680.

- (㉓) "The Secretary of State to the Minister Resident in Saudi Arabia, April 13, 1944." in FRUS, 1944, V, p. 684.
- (㉔) FRUS, 1944, V, pp. 681-683.
- (㉕) "Chargeé in Egypt to the Secretary of State, June 3, 1944." in FRUS, 1944, V, pp. 700-702.
- (㉖) "The Secretary of State to the Minister Resident in Saudi Arabia, July 26, 1944." in FRUS, 1944, V, p. 720.
- (㉗) Ibid.
- (㉘) FRUS, 1944, V, p. 679.
- (㉙) Ibid., p. 675.
- (㉚) Ibid., p. 686.
- (㉛) Ibid., p. 722.
- (㉜) "The Minister Resident in Saudi Arabia to the Secretary of State, August 6, 1944." in FRUS, 1944, V, p. 723.
- (㉝) FRUS, 1944, V, p. 707.
- (㉞) "The Minister Resident in Saudi Arabia to the Secretary of State, April 29, 1944." in FRUS, 1944, V, pp. 695-696.
- (㉟) FRUS, 1944, V, p. 739.
- (㊱) "The Appointed Minister to Saudi Arabia to the Secretary of State, September 7, 1944." in FRUS, 1944, V, p. 735.
- (㊲) FRUS, 1944, V, p. 744.
- (㊳) "Memorandum by the Secretary of State to President Roosevelt, January 8, 1945." in FRUS, 1945, Vol. VIII, Government Printing Office, 1969, p. 847.
- (㊴) "Report by the Ad Hoc Committee of the State-War-Navy Coordinating Committee." in FRUS, 1945, VIII, pp. 854, 855.
- (㊵) United States Senate, op. cit., p. 49.
- (㊶) FRUS, 1945, VIII, p. 851. 一九四五年二月の兩國首脳会談をめぐり「レーヴェントは『灌漑』植林及び水力に特別の関心を示し、それらが戦後に
トシ諸国を含む多くの国で開発を促進することを期待した。』国務省からの大統領の意向に沿って、計画を推進した。(FRUS, 1945, VIII, p. 3)
- (㊷) FRUS, 1942, IV, p. 571.
- (㊸) Ibid., pp. 568, 573.
- (㊹) Ibid., pp. 573-575.
- (㊺) Ibid., pp. 561-562, 568, 572.
- (㊻) Ibid., pp. 576, 579-580.

- (85) "The Under Secretary of State to President Roosevelt," in FRUS, 1942, IV, p. 562.
- (86) FRUS, 1942, IV, pp. 571, 577, 583.
- (87) FRUS, 1943, IV, pp. 903-904, 913-914.
- (88) Ibid., pp. 907-908, 909, 911.
- (89) Ibid., p. 908, footnote 99.
- (90) FRUS, 1944, V, pp. 684-685, 685-686.
- (91) Ibid., pp. 692-693.
- (92) "The Secretary of State to the Ambassador in the United Kingdom, May 1, 1944," in FRUS, 1944, V, p. 697.
- (93) Ibid.
- (94) 更に一九四四年七月、ハル國務長官はイギリス政府に対し、「アメリカの経済的指導権を次のように擁護している。「サウジマラビアの主要な経済的資源はその埋蔵石油である……これらの埋蔵物を開発する利権はアメリカの会社によつて所有されている。従つて不可避的に、サウジマラビア経済は、実質的なアメリカの資本投下の結果として生産される石油に基づくものである。」(FRUS, 1944, V, p. 712)
- (95) ノンブッシュ前掲書、二二〇頁。
- (96) "The American Minister Resident in Saudi Arabia to the Saudi Arabian Acting Minister for Foreign Affairs, July 29, 1944," in FRUS, 1944, V, pp. 661-662. 新「ジャーナル」が開設する「従来のジャーナル」よりも更に再確認された。(FRUS, 1944, V, p. 662)
- (97) FRUS, 1944, V, p. 663.
- (98) ノンブッシュ前掲書、二二〇頁。
- (99) "The Secretary of War to the Secretary of State, October 27, 1944," in FRUS, 1944, V, p. 748.
- (100) この点は既に一九四五年二月「國務省・職務省・海軍省調整委員会特別委員会」により再確認された。(FRUS, 1945, VIII, p. 852)
- (101) Howard Sacher, op. cit., pp. 437-438.
- (102) FRUS, 1941, III, pp. 603-604.
- (103) FRUS, 1942, IV, p. 555.
- (104) Ibid., p. 554.
- (105) "King Abdul Aziz Ibn Saud to President Roosevelt," in FRUS, 1943, IV, p. 775.
- (106) "President Roosevelt to King Abdul Aziz Ibn Saud," in FRUS, 1944, IV, p. 790.
- (107) FRUS, 1943, IV, pp. 795, 800-801.

- (7) "Memorandum by Lieutenant Colonel Harold B. Hoskins, August 31, 1943," in FRUS, 1943, IV, pp. 307-308.
(8) FRUS, 1943, IV, p. 781.
(9) ノンフメシヤン前掲書、二六九頁。
(10) "Memorandum of Conversation Between the King of Saudi Arabia and President Roosevelt, February 14, 1945," in FRUS, 1945, VIII, p. 2.
(11) Ibid.
(12) "President Roosevelt to the King of Saudi Arabia, April 5, 1945," in FRUS, 1943, VIII, p. 698.

五 結 語

以上の分析から、第二次大戦中におけるアメリカのサウジアラビアに対する影響力は、次の三つの段階を経て増大したと考えられる。第一段階は、一九四一年四月から一九四三年一月にかけての時期である。この段階におけるアメリカのコミットメントは、アメリカ空軍の中東作戦遂行上必要な便宜を得ることに限定された。そして経済的コミットメントはまだほとんど始まつていなかった。しかしこの時期にアメリカ政府は、アメリカ空軍の便宜獲得及びイブン・サウドの親連合国的態度の温存の必要性に対する認識に基づいて、サウジアラビアに対する関心を深めたのであり、このことが第二段階以降のコミットメントの深化の基盤になった。従つてこの時期のアメリカの影響力は初期的段階にあつたといえる⁽¹⁾。第二段階は、一九四三年二月から一九四四年三月にかけての時期である。この段階において、アメリカは比較的小規模の経済・財政援助及び軍事援助を開始した。これは第一段階の戦争遂行上の便宜供与に対する代償であるとともに、CASOCの圧力行動に基づいていた。またこの段階において、ルーズベルト大統領は、パレスチナ問題解決にイブン・サウドの域内指導権を利用しようとした。一方、この時期には、アメリカ国内でサウジアラビア石油の軍事的・戦略的価値の認識が深められた。すなわちサウジアラビアは、太平洋戦争を遂行するアメリカ軍及び戦後ヨーロッパ市場への石油製品の供給源として重視されるよ

うになつたのである。つまり第二段階は、アメリカのコミットメントが積極化した時期であつた。第三段階は、一九四四年四月から一九四五年二月にかけての時期である。この時期には、第二段階におけるサウジアラビア石油の重要性に対する認識に基づいて、経済・財政援助の大規模化が起こつた。これはイギリスの援助規模の縮小に反比例するかたちで進行した。しかしアメリカは依然としてサウジアラビアにおけるイギリスの軍事的指導権を認め、軍事的コミットメントをアメリカ空軍の中東作戦遂行上の便宜獲得だけに限定した。またアメリカは、第二段階で見られたように、パレスチナ問題の解決のためにイブン・サウドのイニシアチブを引き出そうとする努力を続けた。従つてアメリカはこのような政治的コミットメントを容易にするため、サウジアラビア政府の対アメリカ認識を更に改善する必要があつたのである。このことは経済・財政援助の大規模化の促進要因となつた。このように第三段階においては、経済面を中心として、コミットメントが本格化したのである。

三つの段階を通して、アメリカは戦争遂行上の観点から、比較的低いレベルの軍事的コミットメントを行なつたが、サウジアラビアの戦略的価値は、あくまでスエズ運河以西と以東を容易に連接する地理的便宜性の中に見出されるにすぎなかつた。その反面、アメリカの影響力は、第二段階以降、特に第三段階において、圧倒的に経済的コミットメントをテコとして強まつたといえるのである。

(一) ジェームス・ソープの研究によれば、大戦前期のイラクにおいて「その地域に対するアメリカの関心の増大と一般的に非干渉主義的な政策の継続が見込まれた」(James A. Thorpe, "The United States and the 1940-1941 Anglo-Iraqi Crisis," in the *Middle East Journal* Vol. 25 No.1, Winter 1971, p. 79) このことは大戦前期のサウジアラビアについても、基本的には当てはまるとあろう。